

令和3年度 熊本市有害鳥獣地域駆除隊への応募の手引き

熊本市では、農作物及び生活環境に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲作業を担う狩猟者の減少や高齢化に対応し、捕獲活動の更なる効率化を推進するために、集落の居住者が集落内での有害鳥獣の捕獲活動を実施する熊本市有害鳥獣地域駆除隊（以下「地域駆除隊」という。）を募集します。

応募の手続き等については、この要領をご覧の上、必要な書類を公募期間にご提出ください。なお、地域駆除隊の詳細な活動内容等は、別添資料「熊本市有害鳥獣地域駆除隊事業実施要綱（以下「要綱」という。）」をご確認ください。

1. 募集期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 まで
※ 定数になり次第、募集期間を締め切らせていただきます。
2. 活動内容 地域駆除隊の主な活動内容は次のとおりです。
 - (1) 本市が策定した熊本市有害鳥獣捕獲計画(予察計画)に基づく有害鳥獣の捕獲
 - (2) 緊急に農作物や生活環境に被害を及ぼした有害鳥獣の捕獲や追払い。
 - (3) その他、鳥獣被害防止対策に関すること。
3. 活動期間 地域駆除隊決定日～令和4年3月31日 まで
4. 募集隊数 2隊以内 ※ 定数になり次第、募集を締め切らせていただきます。
5. 活動区域 原則として別表に定める集落内
6. 使用猟具及び対象鳥獣等 別紙1のとおりです。
7. 応募の要件について
 - (1) 地域駆除隊は、集落内に居住する農業者及び住民で組織し、わな狩猟免許を所持している2名以上の隊員と捕獲補助員の合計10名以上の隊員で構成してください。
 - (2) 狩猟免許を所持している隊員は、狩猟災害共済又は損害保険(保険金額3千万円以上)などの加入により、有害鳥獣の捕獲等に伴う事故等により生じた損害について、賠償し得る能力を有することが必要です。

(3) 銃器使用及びわな捕獲の狩猟者登録（熊本県への狩猟者登録）については、次のとおりです。

ア 銃器による捕獲等を行う者は、従事する年度の初日の前日から起算して過去5年以内に3年以上の狩猟者登録を受けていること。

イ ただし、銃器による鳥類駆除及び止めさしを行う者は、狩猟者登録を受けて過去3年以内に1年以上経過している者。

ウ くくりわなにより捕獲等を行う者は、最初に狩猟者登録を行った日から1年以上経過している者。

エ 箱わなによる捕獲等を行う者は、狩猟者登録は必須としないが、本市が開催する安全講習会を受講すること。

(4) 地域駆除隊の活動に対して、集落の農業者の代表(集落農区長又は農家組合長)や自治会長の同意が必要です。

(5) わなの設置・見回り・エサの補充・移動・撤去等についても適正に対応できる団体であることが条件です。

(6) 安全かつ円滑な駆除活動を確保するため、熊本市有害鳥獣駆除隊（以下「市駆除隊」という。）及び隣接する地域駆除隊と連携した活動を実施する必要があります。

(7) 毎月、捕獲頭数等がわかる有害鳥獣捕獲実績報告書や、わなを移動設置した場所がわかる位置図を提出していただきます。

8. 捕獲補助員について

(1) 捕獲補助員は狩猟免許を持たなくても、熊本県の被害防止の目的での捕獲(有害鳥獣捕獲)許可事務等取扱要領に基づき一定の行為ができます。

なお、捕獲補助員が行える行為については別紙1をご確認ください。

(2) 捕獲補助員は、事業実施前に熊本市が開催する安全講習会の受講が必要です。

9. 地域駆除隊の活動支援について

(1) 地域駆除隊の活動に係る支援については、以下が対象となります。

(国費・市費) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(捕獲報償金)

《イノシシ・ニホンジカ》 成獣7,000円/頭以内、幼獣1,000円/頭以内

《タヌキ・アナグマ》 1,000円/頭以内(成獣・幼獣関係無し)

《カラス・ヒヨドリ・ドバト・その他鳥類》 200円/羽以内

(市費) 捕獲活動に係る弾代※①・捕獲用のエサ代※②・保険代※③・追払い捕獲資機材代(箱わな・くくりわな等)※④の支給

(2) 活動支援に関する留意事項

(ア) ※①～※④の報償金合計が上限80,000円に達した場合、それ以上の支援はありません。

(イ) 捕獲に係るわなの貸与はありません。自らの地域駆除隊で調達してください。

なお、熊本市夢と活力ある農業推進事業において、イノシシ等の捕獲用わなの導入補助がありますので、ご活用ください。

※ 活動支援に関する詳細については、鳥獣対策室までお問合わせください。

10. 応募書類

応募に必要な書類は以下のとおりです

(1) 熊本市有害鳥獣地域駆除隊事業実施申請書(様式第1号)

(2) 事業実施計画書(様式第2号)

(3) 地域駆除隊隊員名簿(様式第3号)

※ 地域駆除隊の適正な運営及び活動を行っていただくため、隊長・副隊長・安全対策責任者・会計など役員や役割を隊員名簿の中に具体的に定めてください。

(4) 狩猟免許等確認書(様式第4号)

(5) 有害鳥獣捕獲活動についての同意書(様式第5号)

(6) 地域駆除隊の規約

(7) 活動集落の地図

(8) 狩猟免許、狩猟者登録証、銃砲所持許可証、共済保険及び損害保険（ハンター保険等）の写し

(9) その他、市長が必要と認める書類

《ホームページ掲載》

※ 申請書・各様式・要綱等は、熊本市ホームページからもダウンロードができます。

ホーム > 分類から探す > しごと・産業・事業者向け > 産業振興 > 農林水産業 > 令和3年度 熊本市有害鳥獣地域駆除隊の公募について(募集)

11. 応募書類の提出について

(1) 応募書類は熊本市役所農業支援課『鳥獣対策室』に代表者が持参し提出してください。(熊本市中央区手取本町1-1市役所12階 連絡先096-328-2369)

(2) 郵送・ファクシミリ・電子メールでの提出は受けません。

(3) 提出された応募書類については、秘密保持には十分配慮することとしますが、銃砲の所持許可や狩猟者登録の状況等は関係機関に照会する場合がありますので、予めご

了承ください。

(4) 提出時間は、土曜・日曜・祝日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時まで

(5) 提出にあたっての留意事項

- ① 提出部数は1部です。
- ② 応募書類については、原則として、提出期限を過ぎてからの資料の追加や差し替えは不可とし、返却しませんのでご了承ください。
- ③ 応募の要件を満たさない場合や応募書類に虚偽の記載があった場合は、審査の対象としません。

1 2. 応募の審査及び結果について

- (1) 応募の審査については、申請書類等をもとに実施しますが、必要に応じて代表者への聞き取り及び現地調査を行う場合もありますので、対応をお願いします。
- (2) 応募書類や上記(1)により申請の内容を審査し、適当と認めた場合は地域駆除隊に選定するものとし、審査終了後、熊本市有害鳥獣地域駆除隊決定通知書を代表者に対して速やかに通知いたします。
- (3) なお、上記の通知と同時に、申請に係る集落が所在する農区長及び集落の農業者の代表(集落農区長又は農家組合長)、自治会長、市駆除隊、隣接する地域駆除隊等に対しても活動計画等の情報提供を行いますので、ご了承ください。
- (4) 審査内容については非公開とし、審査の経過や結果等に関する問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

1 3. 参考資料

地域駆除隊に関するQ&Aについては、別紙2をご覧ください。

ご質問等がございましたら下記の方までご連絡ください。

【連絡先】

熊本市役所

農業支援課「鳥獣対策室」

電話 096-328-2369